

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第174号

令和2年4月9日

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について（通達）令和元年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）のうち、自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定が本年4月1日施行され、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第109号）等の規定についても同日施行された。

今回施行された改正規定は、

- 自動運転装置の定義等に関する規定の整備
- 作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備
- 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備
- 罰則、反則金及び基礎点数に関する規定の整備

等であり、その改正の趣旨、内容及び留意事項は別添「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和2年3月31日付け警察庁丙交企発第42号ほか）のとおりであるので、その周知徹底に努めるとともに所期の目的が達成されるよう関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。